

御杖村選挙管理委員会告示第5号

令和6年6月1日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

記

1. 村の議会議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数
27人
2. 村の議会議員及び長の選挙権を有する者の総数の6分の1の数
220人
3. 村の議会議員及び長の選挙権を有する者の総数の3分の1の数
439人

令和6年6月3日

御杖村選挙管理委員会
委員長 今西 隆雄